

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
名介護保険関係団体
←厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施設・地域介護推進課、老人保健課

介護保険最新情報報

今回の内容
リハビリテーション・個別機能訓練、
栄養、口腔の実施及び一體的取組につ
いて

計95枚（本紙を除く）

Vol.1217

令和6年3月15日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内3938)

FAX : 03-3595-4010

各都道府県介護保険主管部（局）長宛 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印) 厚生労働省老健局認知症施設・地域介護推進課長
(公印) 厚生労働省老人保健課長
(公印) 厚生労働省老人保健課長

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一體的取組について

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅养老服务指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年三月一日老企第三六号）、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十二年三月八日老企第四〇号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十八年三月十七日老計発第〇三一七〇〇一号、老振発第〇三一七〇〇一号、老老発第〇三一七〇〇一号）及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成十八年三月三十一日老計発第〇三三一〇〇五号、老振発第〇三三一〇〇五号、老老発第〇三三一〇一八号）において示しているところであるが、今般、基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の上、各都道府県におかれては、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図ることともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期をされたい。

本通知は、令和六年四月一日から適用するが、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組について」(令和三年三月一六日老認発〇三一六第三・老発〇三一六第二)については、本通知を新たに発出することから廃止することにご留意されたい。なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第16号)において、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション(以下「訪問看護等」という。)に係る改正は令和6年6月施行となっているところ、令和6年4月から5月までの間の訪問看護等については、従前の取り扱いとする。

記

＜目次＞

第一章 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組について.....	3
第二章 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の各取組について.....	6
第一 リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について.....	6
第二 個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について.....	23
第三 施設サービスにおける栄養ケア・マネジメント及び栄養マネジメント強化加算等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について.....	29
第四 通所・居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について.....	34
第五 口腔栄養スクリーニング加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について.....	38
第六 口腔衛生の管理体制に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について.....	40
第七 口腔連携強化加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について.....	42
第八 口腔機能向上加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の提示について.....	45

第一章 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組について
的な考え方
リハビリテーション・個別機能訓練と栄養管理の連携においては、筋力・持久力の向上、活動量に応じた適切な栄養摂取量の調整、低栄養の予防・改善、食欲の増進等が期待される。栄養管理と口腔管理の連携においては、適切な食事形態・摂取方法の提供、食事摂取量の維持・改善、経口摂取の維持等が期待される。口腔管理とりハビリテーション・個別機能訓練の連携においては、摂食嚥下機能の維持・改善、口腔衛生や全身管理による誤嚥性肺炎の予防等が期待される。

このように、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の取組は一体的に運用されることで、例えば、

- ・ リハビリテーション・個別機能訓練の負荷又は活動量に応じて、必要なエネルギー量や栄養素を調整することによる筋力・持久力の向上及びADLの維持・改善
- ・ 医師、歯科医師等の多職種の連携による摂食嚥下機能の評価により、食事形態・摂取方法の適切な管理、経口摂取の維持等が可能となることによる誤嚥性肺炎の予防及び摂食嚥下障害の改善
- など、効果的な自立支援・重度化予防につながることが期待される。

このため自立支援・重度化防止のための効果的なケアを提供する観点から、医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の多職種による一貫的なリハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理が実施されることが望ましい。

II リハビリテーション・個別機能訓練、栄養及び口腔の一体的な実施に関する様式例

リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の取組を一體的に運用し、自立支援・重度化予防を効果的に進めるため、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理に関する評価等を一體的に記入できる様式として、別紙様式1-1(リハビリテーション、栄養、口腔に関する実施計画書(通所系)、別紙様式1-2(リハビリテーション、栄養、口腔に係る実施計画書(施設系))、別紙様式1-3(個別機能訓練、栄養、口腔に係る実施計画書(通所系)、別紙様式1-4(個別機能訓練、栄養、口腔に係る実施計画書(施設系))を示す。

本様式は、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の取組を一體

	る費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1(口腔衛生管理加算 様式(実施計画))	別紙様式1-3(個別機能訓練、栄養、口腔に係る実施計画書(通所系)) ⇒ 别紙様式3-2(生活機能チェックシート)、別紙様式3-3(個別機能訓練計画書)	別紙様式4-3-1(栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング(通所・居住)(様式例)) 別紙様式4-3-2(栄養ケア計画書(通所・居住)(様式例)) 別紙様式6-4(口腔機能向上サービスに関する計画書)
	別紙様式1-4(個別機能訓練、栄養、口腔に係る実施計画書(施設系))	⇒ 别紙様式3-2(生活機能チェックシート)、別紙様式3-3(個別機能訓練計画書)	別紙様式4-1-1(栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング(施設)(様式例)) 別紙様式4-1-2(栄養ケア・経口移行・経口維持計画書(施設)(様式例))
			「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式3及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及 び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する

目的的に行う際に、各取組に係る専門職が情報共有を行い、協働して計画を作成する際に用いることができる。各取組についての情報をそれぞれ記載した上で、多職種が連携し、それらを踏まえた共通課題を抽出し、共同目標を設定するとともに、具体的なケア内容に反映させる。

なお、下表中左欄に定める様式を用いて計画書を作成した場合、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養及び口腔に係る各加算等の算定に際し必要となる右欄の様式の作成に代えることができる。ただし、左欄の様式の一欄部のみを記入した場合に、右欄の様式の作成に代えることはできないため留意すること。

別紙様式 1-1 (リハビリテーション、栄養、口腔に係る実施計画書(通所系))	⇒ 别紙様式 2-2-1 及び 2-2-2-2-2-2-2-2 2 (リハビリテーション計画書) 別紙様式 4-3-1 (栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング (通所・居宅) (様式例)) 別紙様式 4-3-2 (栄養ケア計画書 (通所・居宅) (様式例)) 別紙様式 6-4 (口腔機能向上サービスに関する計画書)
別紙様式 1-2 (リハビリテーション、栄養、口腔に係る実施計画書(施設系))	⇒ 别紙様式 2-2-1 及び別紙様式 2-2-2 (リハビリテーション計画書) 別紙様式 4-1-1 (栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング (施設) (様式例)) 別紙様式 4-1-2 (栄養ケア・経口移行・経口維持計画書 (施設) (様式例)) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に関する留意事項について別紙様式 3 及び「指定地域管轄着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に関する留意事項について別紙様式 3 及び

	る基準の制定に伴う実施上の留意事項について」別紙様式1（口腔衛生管理加算 様式（実施計画））
--	--

第二章 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の各取組について
第一 リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方

例及び様式例の提示について

1 リハビリテーションマネジメントの基本的な考え方

1 リハビリテーションについて

リハビリテーションは、単に運動機能の低下した利用者に対するリハビリテーションは、単に運動機能や認知機能といった心身機能の改善だけを目標ではなく、利用者が有する能力を最大限に發揮できるよう、「心・身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけていくこと、また、これによって日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とするこどもとするものである。利用者に対して漫然とリハビリテーションの提供を行うことがないよう、症状緩和のための取組（マッサージ等）のみを行なう場合はその必要性を見直す必要がある。

リハビリテーションを提供する際には、利用者のニーズを踏まえ、利用者本人による選択を基本とし、利用者やその家族にサービス内容についてわかりやすく説明し、その同意を得なければならぬ。利用者やその家族の理解を深め、協働作業が十分になされるために、リハビリテーション、生活不活発病（糖尿病群）や生活習慣病等についての啓発を行うことも重要である。

2 リハビリテーションマネジメントについて

リハビリテーションマネジメントは、高齢者の尊厳ある自己実現を目指すという観点に立ち、利用者の生活機能の向上を実現するため、介護保険サービスを担う専門職やその家族等が協働して、継続的な「サービスの質の管理」を通じ、適切なリハビリテーションを提供し、もつて利用者の要介護状態又は要支援状態の改善や悪化の防止に資するものであろう。

II （介護予防）訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメントについて

1 リハビリテーションマネジメントの実務等について

(介護予防) 訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメントについては、基本報酬の要件及び各種加算の要件として定められていることから、各種加算を算定しない場合においても、全利用者に適切なリハビリテーションマネジメントが実施されるよう努める必要がある。

2 リハビリテーションマネジメントにおけるSPDCAサイクルの具体的内容

リハビリテーションマネジメントは、調査（Survey）、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）（以下「SPDCA」という。）のサイクルの構築を通じて、質の高いリハビリテーションの提供を目指すものである。SPDCAサイクルの工程を管理するために、別紙様式2-4「リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票」を活用することができます。
以下にリハビリテーションマネジメントにおけるSPDCAサイクルの具体的な取組内容を記載する。

(1) 調査（Survey）

- ・ リハビリテーションマネジメントにおける調査（Survey）とは、利用者・家族の希望を踏まえた効果的なリハビリテーション計画を作成することを目的として、適切な方法により、利用者及びその環境に関する情報を把握することをいう。
- ・ 把握する情報として、利用者・家族の希望、全体のケアマネジメントの方針、利用者の健康状態、心身機能、活動（ADLやIADLなど）、参加（家庭内での役割、余暇活動、社会地域活動など）についての状況、環境因子等がある。
- ・ 情報を把握するための手段として、事業所医師の診療、運動機能検査、作業能力検査等の各種検査、居住サービス計画の情報の入手、本人・家族からの情報収集等がある。
- ・ リハビリテーションに対する利用者・家族の希望を確認する際に、は、利用者の興味や関心のある生活行為について把握するために、別紙様式2-1「興味・関心チェックシート」を活用することができる。把握に当たっては、「こういうことをしてみたい」という目標を利用者自身が意識できるように働きかけ、利用者の意欲の向上を図ることも重要である。

- (2) 計画 (Plan)
 - ・リハビリテーションマネジメントにおける計画(Plan)とは、リハビリテーションに関する目標の設定、解決すべき課題の把握（アセスメント）及び、それを基にした具体的な対応の決定を含むリハビリテーション計画の作成のこと。
 - ・リハビリテーションに關する解決すべき課題の把握は、「(1)調査」の結果を踏まえて行う。複数の課題が見つかる場合は、本人の希望に沿った、活動・参加の向上、生活の質の向上に繋がる課題に対して優先的に介入を行う。
 - ・解決すべき課題に対して、心身機能・構造、活動、参加、健康状態、個人因子、環境因子のどこに要因があるのか（どこを改善すれば課題を解決することができるのか）を検討し、それぞれに対する具体的な対応（訓練内容、支援内容、環境調整等）を設定する。その際、残存機能（現時点で利用者ができること）の活用の観点も忘れないようにすること。
 - ・訓練内容については、その介入方法で改善しようとしている機能とその目的、介入による変化の予測を明確に設定し、適宜確認を行いう。サービス提供時間内だけでなく、日常生活で家族、本人に行つて貰うことを設定するのも重要である。
 - ・自助具等の導入により本人の機能を補うことや、環境調整を行うことにより、心身機能・構造等の改善が難しい場合においても、本人の活動や参加を改善することができる場合がある。その際、必要以上の調整を行うことで、本人の残存機能の活用を妨げないよう留意する。
- (3) 実行 (Do)
 - ・リハビリテーションマネジメントにおける実行(Do)とは、事業所の医師の指示及びリハビリテーション計画に基づき、実際にサービスを提供することをいう。サービス提供時間内に行われる訓練だけでなく、環境調整や、利用者・家族への助言及び指導が含まれることに留意する。
 - ・リハビリテーションの提供の際には、医師から指示された、リハビリテーション開始前または実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等に留意して行うこと。
 - ・リハビリテーションの提供は、漫然と行うのではなく、常に何の
- (4) 評価 (Check)、改善 (Action)
 - ・リハビリテーションマネジメントにおける評価(Check)とは、医師の指示及びリハビリテーション計画に基いて実際に行われたサービス提供の結果、利用者の心身機能、活動、参加の状態の変化や、課題の解決及び目標の達成状況について評価し、それによって計画の見直しを行うことをいう。
 - ・心身機能、活動、参加の状況はどう変化したか、課題の解決ができたか、介入方法は適切であったか、課題の設定は適切であったか、等をよく検討し、より適切なリハビリテーションが行われるように計画を見直すこと。
- 3 家族、介護支援専門員又は他事業所との連携
- リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士だけが提供するものではなく、様々な専門職が協働し、また利用者の家族にも役割を担つていただきたいとされている。特に日常生活上の生活行為への働きかけである介護サービスは、リハビリテーションの視点から提供されるべきものであることから、介護支援専門員及び他事業所との連携は重要である。
- (1) リハビリテーション会議
- リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とし、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士等が参加した上で、アセスメント結果などの情報の共有、多職種協働に向けた支援方針、リハビリテーションの内容、構成員間の連携等について協議を行う。
- (2) 介護支援専門員等への情報提供
- リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する以下の内容を含む情報提供を行う。

- 利用者や家族の活動や参加に関する希望及び将来利用を希望する社会参加に資する取組
 - 利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力等の日常生活能力並びにその能力の改善の可能性
 - 利用者の日常生活能力を維持又は向上させる介護の方法及び留意点
 - 居宅等の環境調整の可能性及び家具や調理器具等の生活用具の工夫
 - その他リハビリテーションの観点から情報共有をすることが必要な内容
- (3) 指定訪問介護等の居宅サービスの従事者又は家族に対する助言
リハビリテーション会議により協議した内容等を考慮し、助言する対象者を適切に判断する。利用者の居宅を訪問し、指定訪問介護等の居宅サービスの従事者又は利用者の家族に以下の内容を含む助言を行う。
- 利用者の基本的動作能力、応用的動作能力及び社会適応能力等の日常生活能力並びにその能力の改善の可能性
 - 生活環境に応じた日常生活上の留意点並びに介護の工夫等
- (4) サービス利用終了時の対応等
- サービス利用終了後の利用者の生活機能の維持に資するよう、サービスの利用が終了する一ヶ月以内に、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション会議を行うことが望ましい。その際、介護支援専門員や終了後に利用予定の他の居宅サービス事業所や、介護予防・日常生活支援総合事業の担当者等の参考を求めるものであること。
- 利用終了時には、担当の介護支援専門員や計画的な医学的管理を行っている医師に対し、リハビリテーションの観点から必要な情報提供を行う。

- 4 リハビリテーションマネジメントに関する主な加算の考え方
リハビリテーションマネジメントを前提とする加算の主な考え方について、以下に記載する。
- リハビリテーションマネジメント加算について
上記のリハビリテーションマネジメントの考え方を参照すること。

- (2) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算について
- 心身機能、活動及び参加の維持又は回復を図るために当たって、認知症高齢者の状態によりきめ細かく配慮し、より効果的なリハビリテーションの提供を促進するため、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を設けた。
 - 別紙様式2—1を活用し、利用者がしている、してみたい、興味がある生活行為を把握し、見当識や記憶などの認知機能や実際の生活環境を評価し、アセスメント後に、当該生活行為で確実に自立できる行為を目標とする。
 - 居宅で評価する際には、利用者が実際に生活する場面で、失敗をしないで取り組めるよう、実施方法や環境にあらかじめ配慮する。
- (3) 活動の観点から、生活行為の内容の充実を図るために目標を設定し、加齢等により低下した利用者の活動の向上を図るためのリハビリテーションの提供を評価するため、生活行為向上リハビリテーション実施加算を設けた。
- ① 生活行為向上リハビリテーション実施加算の課題分析
- まず、利用者がしてみたいと思う生活行為で、一連の行為のどの部分が支障となつてうまくできていないのかと、いう要因を分析する。例えば、トイレ行為であれば、畳に座っている姿勢、立ち上がり、トイレに行く、トイレの戸の開閉、下着の脱衣、便座に座る動作、排泄、後始末、下着の着衣、元の場所に戻る、畳に座る等の一連の行為を分析し、そのどこがうまくできていないのかを確認すること。
 - うまくできない行為の要因ごとに、利用者の基本的動作能力（心身機能）、応用的動作能力（活動）、社会適応能力（参加）のどの能力を高めることで生活行為の自立が図られるのかを検討すること。
 - 基本的動作能力については、起居や歩行などの基本的動作を直接的に通所にて訓練を行い、併せて居宅での環境の中で一人でも安全に実行できるかを評価すること。
 - 応用的動作能力については、生活行為そのものの技能を向上さ

- せる反復練習、新たな生活行為の技能の習得練習などを通じて、
通所で直接的に能力を高めると他、住環境や調理器具などの生活
道具、家具など生活環境について工夫することについても検討
すること。
・通所で獲得した生活行為が居宅でも実行できるよう
訪問し、具体的な実践を通して評価を行い、実際の生活の場面で
できるようになるよう、支援すること。
また、利用者が家庭での
役割を獲得できるよう、家族とよく相談し、調整すること。
・社会適応能力については、通所の場面だけではなく、居宅に訪
問し家庭環境(家の中の環境)への適応状況の評価、利用者が
利用する店での買い物や銀行、公共交通機関の利用などの生活
環境への適応練習、地域の行事や趣味の教室などへの参加をす
るための練習をするなど、利用者が一人で実施できるようにな
ることを念頭に指導すること。
- ② 生活行為向上リハビリテーション実施加算の留意事項
- ・目標達成後に自宅での自主的な組み立てや介護予防・日常生活支援
総合事業における第一号通所事業や一般介護予防事業、地域の
カルチャースクールや通いの場、通所介護などに移行することを目指し、集中的に行う。
 - ・生活行為向上リハビリテーションを行うために必要な家事用
設備、各種日常生活活動訓練用具などが備えられていることが望ましい。
 - ・利用者と家族のプログラムへの積極的な参加が重要であることから、利用者及びその家族に生活行為がうまくできない要因、課題を解決するために必要なプログラム、家での自主訓練を含め分かりやすく説明を行い、利用者及びその家族にプログラムの選択を促すよう配慮し進め、主として取り組む意欲を引き出す。
 - ・活動と参加の観点からは、居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為にに関する指定訪問リハビリテーションを利用することも重要である。
 - ・利用者の能力だけではなく、利用者を取り巻く家族や地域の人々、サービス提供者に対して、利用者の生活行為の能力について説明を行い、理解を得て、適切な支援が得られるよう配慮すること。
 - ・要介護認定等の更新又は区分の変更により、要介護状態区分か

ら要支援状態区分又は要支援状態区分から要介護状態区分とな
った利用者に対して、生活行為向上リハビリテーションの提供
を継続する場合には、算定月数を通常するものとする。その際に
作成した生活行為向上リハビリテーション実施計画を活用する
ことは差し支えないが、利用者の心身の状況等を鑑み、適時適切
に計画を見直す。

- (4) 移行支援加算について
- ・移行支援加算は、指定通所介護事業所等へのスマートな移行ができるよう、リハビリテーション計画を基に、リハビリテーションを提供し、その結果、利用者のADLとIADLが向上し、指定通所介護等の他のサービス等に移行できるなど、質の高いリハビリテーションを提供しているリハビリテーションを提供する事業所の体制を評価するものである。

III 介護保健施設サービス及び介護医療院サービスにおけるリハビリテーションマネジメントの実務等について

1 基本的な考え方

施設サービスにおいて提供されるリハビリテーションは、施設退所後の居宅における利用者の生活やその場において提供されるリハビリテーションを考慮した上で、利用者の在宅復帰に資するものである必要があり、施設入所中又はその退所後に居宅において利用者に提供されるリハビリテーションが一貫した考え方に基づき提供されるよう努めなければならない。そのためには施設入所中も、常に在宅復帰を想定してリハビリテーションを提供していくことが基本である。

- 2 リハビリテーションマネジメントの実務等について
- (1) リハビリテーションマネジメントの体制
- ① リハビリテーションマネジメントは医師、歯科医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、管理栄養士、歯科衛生士、介護支援専門員、支援相談員その他の職種（以下「関連スタッフ」という。）が協働して行うものである。
 - ② 各施設等の管理者は、リハビリテーションマネジメントに関する手順（情報収集、アセスメント・評価、カンファレンスの支援計画の作成、説明・同意、サービス終了前のカンファレンスの実施、サービス終了時の情報提供等）をあらかじめ定める。

- (2) リハビリテーションマネジメントの実務
- ① サービス開始時における情報収集について

関連スタッフは、サービス開始時までに適切なリハビリテーションを実施するための情報を収集するものとする。情報の収集に当たっては主治の医師から診療情報の提供、担当介護支援専門員等からケアマネジメントに関する情報の提供を文書で受け取ることが望ましい。なお、これらの文書は別紙様式2-6、2-7の様式例を参考の上、作成する。
 - ② サービス開始時におけるアセスメント・評価、計画、説明・同意について

関連スタッフ毎にアセスメントとそれに基づく評価を行い、多職種協働でサービス開始時カンファレンスを開催し、速やかにリハビリテーション計画の原案を作成する。リハビリテーション計画の原案については、利用者又はその家族へ説明し同意を得る。また、リハビリテーション計画の原案に関しては、③へに掲げるリハビリテーション計画書の様式又はこれを簡略化した様式を用いるものとする。なお、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第十四条若しくは第五十条において準用する第十四条又は介護療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十一年厚生労働省令第五号)第十七条若しくは第五十四条において準用する第十七条において作成することとされている各計画の中に、リハビリテーション計画の原案に相当する内容をそれぞれ記載する場合は、そとの記載をもつてリハビリテーション計画の原案の作成に代えることができるものとする。
 - ③ サービス開始後二週間以内のアセスメント・評価、計画、説明・同意について

リハビリテーション実施計画の原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、サービス開始からおおむね二週間以内に以下のアからカまでの項目を実施する。

 - ア アセスメント・評価の実施開運スタッフ毎に別紙様式2-8を参照としたアセスメントを実施し、それに基づく評価を行う。
 - イ リハビリテーションカンファレンスの実施

関連スタッフによってリハビリテーションカンファレンスを開催し、目標、到達時期、具体的アプローチ、プログラム等を含む実施計画について検討する。リハビリテーションカンファレンスには、状況に応じて利用者やその家族の参加を求めることが望ましい。

目標の設定に関しては利用者の希望や心身の状況等に基づき、当該利用者が自立したものとし、その目標を利用者、家族及び関連スタッフが共有することとする。目標、プログラム等の設定に当たっては施設及び居宅サービス計画(以下「ケアプラン」という。)と協調し、両者間で整合性が保たれることが重要である。

ウ リハビリテーション計画書の作成
 リハビリテーションカンファレンスを経て、リハビリテーション計画書を作成する。リハビリテーション計画書の作成に当たっては、別紙様式2-2-1及び2-2-2又は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に関する部)」及び指定施設サービス等による費用の額の算定について」別紙様式1を用いて作成する。なお、リハビリテーション計画の原案を作成した場合はリハビリテーション計画書を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション計画の原案を必要があれば変更した上で、リハビリテーション計画書の作成に代えることができるものとする。

リハビリテーション計画は、ケアプランと協調し、両者間で整合性が保たれることが重要である。施設サービスにおいてはリハビリテーション計画を作成していれば、ケアプランのうちリハビリテーションに関し重複する部分については省略しても差し支えない。

エ 利用者又は家族への説明と同意
 リハビリテーション計画の内容については利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る。その際、リハビリテーション計画書の写しを交付することとする。

オ 指示と実施
 関連スタッフは、医師の指示に基づきリハビリテーション

計画書に沿つたリハビリテーションの提供を行う。リハビリテーションをより有効なものとする観点からは、専門職種によるリハビリテーションの提供のみならず、リハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、介護の工夫等）や連携を図り、家族、看護職員、介護職員等による日常生活の生活行為への働きかけを行う。

介護老人保健施設サービス費（1）及びユニット型介護保険施設サービス費（1）を算定すべき介護老人保健施設の医師は、リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対して、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいざれか一以上の指示を行うこと。指示の内容については、利用者の状態の変化に応じ、適宜変更すること。

カ アからオまでの過程はおおむね3ヶ月毎に繰り返し、内容に関して見直すこととする。また、利用者の心身の状態変化等により、必要と認められる場合は速やかに見直すこととする。管理者及び関連スタッフは、これらのプロセスを繰り返し行うことによる継続的なサービスの質の向上に努める。

④ サービス終了時の情報提供について

ア サービス終了前に、関連スタッフによるリハビリテーションカンファレンスを行う。その際、担当の介護支援専門員や居宅サービス事業所のサービス担当者等の参加を求め、必要な情報を提供する。

イ サービス終了時には居宅介護支援事業所の介護支援専門員や主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行う。その際、主治の医師に対しては、診療情報の提供、担当介護支援専門員等に対してはケアマネジメントに関わる情報の提供を文書で行う。なお、これらの文書は別紙様式2-6の様式例を参照の上、作成する（ただし、これらの文書は、リハビリテーション実施計画書、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第九条若しくは第五十条において準用する第九条又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する

基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第十三条若しくは、第五十四条において準用する第十三条に規定するそれぞのサービスの提供の記録の写し、又は退所時情報提供加算の算定にあたり交付する様式としても差し支えない。）。

IV 別紙様式の記載要領

1 別紙様式2-1（興味・関心チェックシート）

利用者が日常生活上実際にしていること、実際にしてはないがしてみたいと思っていること、してみたいとまでは思わないものの興味があることに關して、利用者の記入又は聞き取りにより作成する。

2 別紙様式2-2-1、別紙様式2-2-2（リハビリテーション計画書）

（1）本人・家族等の希望

利用者本人からの聞き取りにより、利用者がしたい又はできるようになりたい生活の希望等を該当欄に記載する。また、本人の希望に沿って、家族が支援できることがあれば、当該箇所に記載する。

（2）健康状態、経過

リハビリテーションが必要となつた原因疾患、当該疾患の発症日・受傷日・直近の入院日・退院日、手術がある場合は手術日と術式等の治療経過、合併疾患の有無とそのコントロールの状況を該当箇所に記載する。例えば、脳梗塞後で麻痺があるものの、元々生活が自立していた利用者が、誤嚥性肺炎を発症し、その結果介助が必要となつた場合は、リハビリテーションが必要となつた原因疾患は「誤嚥性肺炎、合併症は「脳血管疾患」となる。

更に、これまでのリハビリテーションの実施状況（プログラムの実施内容、頻度、量等）を該当箇所に記載すること。

（3）心身機能・構造

心身機能の障害の有無について、現在の状況欄に記載すること。心身機能の障害があつた場合には、現在の状況と活動への支障の有無について該当箇所にチェックすること。なお、該当項目に無い項目に關して障害を認める場合は、特記事項に記載する。

移動能力については、六分間歩行試験又はTimed up & Go Test（TUG）を選択し、客観的測定値を記載する。

認知機能については、MMSE（Mini Mental State Examination）又はHDS-R（改定長谷川式簡易知能評価スケール）を選択し、その得点を記載する。

服薬管理の状況、コミュニケーションの状況については、現在の状況を記載する。

(4) 活動の状況

現在の状況については「している」状況を該当箇所にチェックすること。また、評点については、リハビリテーション計画の見直しことに、以下の通り、各活動の状況の評価を行い記載すること。

① 基本動作

居宅を想定しつつ、基本動作の状況を評価し、該当箇所にリハビリテーション開始時点及び現在の状況について記載すること。

② 活動 (ADL) (Barthel Index を活用)

リハビリテーションにおいては、訓練上は「できる」ADLを、日常生活上で「している」ADLに対するためのアプローチが重要であることから、左記を参考に現在日常生活上で「している」状況について評価を行い、リハビリテーション開始時点及び現在の状況について該当箇所に記載すること。

動作	選択肢	選択肢
1 食事	10 自立	5一部介助
2 イスとベッド間の移乗	15 自立	10監視下
3 整容	5自立	0一部介助又は全介助
4 トイレ動作	10自立	5一部介助
5 入浴	5自立	0一部介助又は全介助
6 平地歩行	15自立	10歩行器等
7 階段昇降	10自立	5一部介助
8 更衣	10自立	5一部介助
9 排便コントロール	10自立	5一部介助
10 排尿コントロール	10自立	5一部介助

- (5) リハビリテーションの目標、方針、本人・家族への生活指導の内容、実施上の留意点、リハビリテーションの見通し・継続理由、終了の目安と時期
- 本項目は医師の指示に基づき記載する。目標は長期目標と、今後三ヶ月を目標とした短期目標を、方針については今後三か月の方針を、該当箇所に記載すること。本人・家族への生活指導の内容を、自主トレーニングの内容と併せて記載する。

リハビリテーション実施上の留意点について、リハビリテーション開始前・訓練中の留意事項、運動負担の強度と量等を該当箇所に記載すること。終了の日安・時期について、おおよその時期を記載する。

また、事業所の医師が利用者に対して3月以上のリハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーションの継続利用が必要な理由、その他介護サービスの併用と移行の見通しをリハビリテーションの見通し・継続理由に記載する。

- (6) 活動 (I ADL) (Frenchay Activity Index を活用)
- 左記を参考に現在「している」状況について評価を行い、リハビリテーション開始時点及び現在の状況を該当箇所にその得点を記載する。

項目	選択肢
1 食事の用意（買い物は含まれない）	0 していない 1 まれにしている 2 時々（週に1～2回） 3 週に3回以上している
2 食事の片づけ	0 していない 1 まれにしている 2 時々（週に1～2回） 3 週に3回以上している
3 洗濯	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
4 掃除や整頓（等や掃除機を使つた清掃や身の回りの整理整頓など）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
5 力仕事（布団の上げ下げ、雑巾で床を拭く、家具の移動や荷物の運搬など）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
6 買物（自分で運んだり、購入すること）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
7 外出（映画、劇場、食事、酒飲み、会合などに出かけること）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している
8 屋外歩行（散歩、買物、外出等のために少なくとも15分以上歩くこと）	0 していない 1 まれにしている 2 時々している（週に1回未満） 3 週に1回以上している

9	趣味 (テレビは含めない)	0 していない 1 まれにしている 2 時々している (週に1回未満) 3 週に1回以上している
10	交通手段の利用 (タクシー含む)	0 していない 1 まれにしている 2 時々している (週に1回未満) 3 週に1回以上している
11	旅行	0 していない 1 まれにしている 2 時々している (週に1回未満) 3 週に1回以上している
12	庭仕事 (草刈き、水撒き、庭掃除) ※ベランダ等の作業も含む	0 していない 1 時々している 2 定期的にしている 3 定期的にしている。必要があれば掘り起し、植え替え等の作業もしている
13	家や車の手入れ	0 していない 1 電球の取替・ねじ止めなど 2 ペンキ塗り・模様替え・洗車 3 その他、家の修理や車の整備
14	読書 (新聞・週刊誌・パンフレット類は含めない)	0 読んでいない 1 まれに 2 月に1回程度 3 月に2回以上
15	仕事(収入のあるもの、ボランティアは含まない)	0 していない 1 週に1～9時間 2 週に10～29時間 3 週に30時間以上
(7) 環境因子		
(8) 社会参加の状況		
現在の参加の状況 (家庭内での役割や余暇活動、社会活動及び地域活動への参加等) を聞き取り、記載すること。		
(9) 「活動」と「参加」に影響を及ぼす課題の要因分析		
能力及び生活機能の障害と、それらの予後予測を踏まえて、本人が		
(10) 要因分析を踏まえた具体的なサービス内容		
(11) 情報提供		
介護支援専門員や他事業所の担当者と共有すべき事項があつた場合は、内容を記載すること。また、リハビリテーション計画書は、介護支援専門員や計画的な医学的管理を行っている医師、居宅サービス計画に位置付けられている居宅サービスの担当者と、その写しを共有し、該当の情報提供先にチェックをすること。		
3 別紙様式2—3 (リハビリテーション会議録)		
(1) リハビリテーション会議の開催日、開催場所、開催時間、開催回数を明確に記載すること。		
(2) 会議出席者の所属 (職種) や氏名を記載すること。		
(3) リハビリテーションの支援方針 (サービス提供終了後の生活に関する事項を含む。)、リハビリテーションの内容、各サービス間の協調の内容について検討した結果を記載すること。		
(4) 構成員が不参加の場合には、不参加の理由を記載すること。		
4 別紙様式2—4 (リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票)		
別紙様式2—4は、リハビリテーションマネジメントをSPDCAサイクルに則り適切に実行しているかを確認するために活用することが出来る。実行した事項にチェックを行い、必要に応じて日付を書き込		